苫小牧市福祉トイレカー出動要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、車いすユーザーや歩行が困難な方(以下「車いすユーザー等」という。) の社会参加等を支援するために、市が保有する苫小牧市福祉トイレカー(以下「トイレカー」 という。)の出動に関し、必要な事項を定めるものとする。

(出動対象)

第2条 出動の申請をすることができる者は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる活動(宗教活動及び政治活動並びに営利を目的とする場合を除く)を行う市内在住の団体とする。

- (1) 福祉活動
- (2) 社会的活動·文化的活動
- (3) 観光活動
- (4) その他市長が特に必要と認めたもの
- 2 前項の規定に定めるもののほか、市長が特に必要と認める団体について、出動の申請をすることができる。ただし、別表1に定める条件を満たさなければならない。

(使用目的)

第3条 トイレカーの出動は、トイレカーの配備により、次に掲げる目的のために行うものとする。

- (1) 車いすユーザー等のトイレの悩み、不安を解消する目的の場合
- (2) 車いすユーザー等の参加者数の増加を見込む目的の場合

(出動時間)

第4条 トイレカーの出動については、連続して12時間を超えないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、出動時間を適宜調整することができる。

(出動日時)

第5条 トイレカーの出動については、12月 29日から 1月 3日までを除く毎日、午前 8時 45分から午後 9時 30分の間で行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、出動日時を適宜調整することができる。

(出動申請)

第6条 トイレカーの出動を申請しようとするもの(以下「申請者」という。)は、出動を申請しようとする日の3か月前から7日前までの間に、苫小牧市福祉トイレカー出動申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第2条第2項に定める団体については、1カ月前まで申請を行うことができない。

2 申請者は申請時において、出動依頼に関する誓約を行うものとする。

(出動決定)

第7条 市長は前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合に、 苫小牧市福祉トイレカー出動決定書(様式第2号。以下「決定書」という。)を申請者に交付 するものとする。

2 市長は、前項の交付にあたり、運営上必要な条件を付すことができる。

(出動の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請者に対し、トイレカーの出動 決定の取消しを行うことができる。

- (1) 災害等の緊急かつやむを得ない事由により、トイレカーを公用または公共用に供する必要が生じたとき
 - (2) 運行上その他の事情でトイレカーの出動に支障が生じたとき
 - (3) 偽りその他不正な行為による出動の申請が発覚したとき
 - (4) 出動を決定した際に付した条件に違反したとき
 - (5) その他市長が出動に対し、適当でないと認めるとき
- 2 前項に限らず、トイレカーの出動が不可能となったことによる申請者側に発生するいかなる損害についても市は補償、関与しない。

(権利の転貸等の禁止)

第9条 申請者は、トイレカーの出動について決定を受けた権利を転貸し、または申請した 目的以外にトイレカーを利用してはならない。

(事故等の処理)

第 10 条 申請者は、申請者の瑕疵によりトイレカーに影響を及ぼす事故等が発生したときには、法令上の処置を取るとともに、直ちに次に定める順位により、事故処理を行うものとする。

- (1) 第1順位 負傷者の救助及び救急車、消防車の要請
- (2) 第2順位 二次的事故の防止措置
- (3) 第3順位 所管の警察署への通報
- (4) 第4順位 目撃者からの情報収集及び現場状況の記録
- (5) 第5順位 市長への事故状況の報告

(事故等の届出)

第11条 前条に規定する市長への事故状況の報告は、すみやかに書面をもって申請者が市長に届け出るものとする。

- 2 申請者は、当該事故に関し、市が契約している保険加入先が必要とする書類及び証拠となるものを遅滞なく提出しなければならない。
- 3 申請者は、トイレカーをき損し、または亡失したときは、遅滞なくトイレカーき損等届 出書(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

(損害賠償)

第12条 申請者は、申請者の瑕疵によりトイレカーをき損し、または亡失したときは、申請者の責任において現状に復し、または市に対し損害賠償を行うものとする。

(出動の特例)

第 13 条 申請者が第 2 条第 2 項に定める団体である場合、別表 2 に定める負担を求めることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1

出動範囲	原則として市役所から50kmの範囲内(日帰り)
	(ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りではない)
出動回数	原則として各団体の同一目的での利用は1会計年度1回

別表2

種類	備考
燃料	帰路時に催事等場所と同一自治体の給油所にて最大値まで給油すること